

労働基準情報

端数処理はどう行う？ 労働時間の賃金換算

労基


1日の労働時間で生じた分単位の端数をカットすると法律違反ですが、1カ月の労働時間においては例外があったと記憶しています。一方、労働時間を賃金に換算して端数が出た場合にも処理の決まりがあったかと思いますが、具体的にはどのようなルールなのか教えてください。



A 一定条件下で四捨五入可能

近年は給与ソフト等で処理をするため直接給与を計算する機会は減ってきていると思われていますが、端数の取り扱いには一定のルールがあります（昭63・3・14基発150号）。

1日単位で生じた1時間未満の労働時間を1分でもカットすれば労基法24条違反と解されますが、1か月間の時間外・休日・深夜労働の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げる「四捨五入」が認められています。

労働時間を賃金額に換算した場合、1時間当たりの賃金額に生じた円未満の端数は四捨五入ができます。1か月の賃金額も同様に処理しますが、支払いに当たり、百円未満の四捨五入は便宜上可能とされています。千円未満の端数の四捨五入はできませんが、翌月に繰り越して支払うことは許容されています。



選任義務に反するか？ 衛生管理者が病気休職

安衛


事業場の衛生管理者が、私傷病休職に入ることになりました。代理を立てればよいのか、それとも新たに選任すべきでしょうか。



A 1年以内は代理者でも

常時50人以上の労働者を使用する事業場の事業者は、衛生管理者を少なくとも1人選任しなければなりません（安衛法12条、安衛令4条）。

そして、衛生管理者が疾病等により職務を遂行できない時には、代理者を選任しなければなりません（安衛則3条、7条2項で準用）。

代理者には、資格を有する者か、有資格者がいない場合には、保健衛生の業務に従事している者または従事した経験を有する者を選任します（昭23・1・16基発83号）。

この場合、報告は必要ありませんが、「長期にわたって職務を行うことができない場合」、別に衛生管理者を選任することとしています。

いつまでも代理者という訳にもいきません。衛生管理者をやむを得ない事由があり選任できない場合、所轄労働局長の許可を受ける必要があります（安衛則8条）。「特定の者を衛生管理の業務に従事させることを条件として、かつ、期間（概ね1年以内）を限って許可する」としています（前掲通達）。

1年を目安に新たな者を選任すべきでしょう。